

平成 25 年 11 月 3 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改訂

阪南大学マスコットキャラクター着ぐるみ取扱マニュアル

1. マニュアル策定の趣旨

このマニュアルは、阪南大学マスコットキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 使用申請

着ぐるみの使用を希望するもの(以下「使用者」という。)は、あらかじめ、本学所定の着ぐるみ使用申請書(以下「申請書」という)を提出し、総務企画課の承認を受けなければならない。なお、申請書は、着ぐるみの使用を希望する日の 6 か月前から 1 週間前までの間に学長室総務企画課に提出しなければならない。

3. 使用者

着ぐるみは、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学
- (2) 本学クラブ、サークル
- (3) 本学学生及び教職員
- (4) その他、総務企画課が適当と認めたもの

4. 使用承諾

申請が出された時は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可する。

- (1) 阪南大学の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他、総務企画課が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき

5. 使用料

着ぐるみの使用料は、無料とする。

ただし、使用にあたって必要となる経費は、使用者の負担とする。

6. 報告

使用者は使用終了後、使用時の写真を添付した報告書を提出しなければならない。

7. 使用期間

使用期間は、借用及び返却に係わる日数を含め、最大 7 日間とする。

8. 使用上の遵守事項

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的のみに使用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと
- (3) 着ぐるみを実際に装着するものは、必ず事前講習を受けること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (6) 着ぐるみを連続して着用する時間は原則 30 分以内とし、着用者は体調に気を付けて適時休憩をとること
- (7) はびなん単独での行動は危険が伴うため、必ず最低1名のサポーターをつけること
- (8) 着ぐるみ本体以外(ズボンとインナーキャップ)は、クリーニング後に返却すること
- (9) 着ぐるみの中に入る者は身長が 159cm 以下であること
- (10) その他、総務企画課が特に付した条件に従って使用すること

9. 使用の取消

総務企画課は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこのマニュアルに違反したときは、その使用の承諾を取り消す。なお、この場合において、使用者に損失が生じても、大学はその責めを負わない。

10. 現状復帰

着ぐるみを破損・汚損させた場合は、その理由の如何を問わず使用者の責任と負担により、本学指定の業者による補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

11. 責任の制限

着ぐるみの貸出により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、大学は一切の責めを負わない。

12. 事務

着ぐるみの使用に関する事務は、学長室総務企画課が行う。